

第2 行政評価・監視の結果

1 持続可能な力強い農業の実現のための施策の着実な推進

(1) 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施

勸告	説明図表番号
<p>農業者の高齢化が進み、近い将来には昭和一桁世代と呼ばれる高齢農業者の大量リタイアが見込まれている中、農地を確保し、最大限有効活用していくためには、意欲ある多様な農業者への農地集積を推進することが重要である。</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）においては、「土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。その際、農地保有合理化事業、農用地利用改善事業や農業生産基盤整備の活用等による農地集積に加え、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農業委員会と連携し、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付けを行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業の取組を推進する。」とされており、意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を推進するための取組として、農林水産省は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）に基づく「農地利用集積円滑化事業」、「農地保有合理化事業」等を実施している。</p> <p>また、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定。以下項目 1(1)において「基本方針」という。）において、平成 28 年度までに、「土地利用型農業については、今後 5 年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図り、平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。」（注）とされており、これを受けて、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針」（平成 23 年 12 月 24 日農林水産省。以下項目 1(1)において「取組方針」という。）では、「土地利用型農業について、基本方針で示された規模の経営体が 5 年後に耕地面積の大宗（8 割程度）を占める構造を目指す〔現状：3 割〕。」とされている。</p> <p>（注） この考え方について、基本方針では、「意欲あるすべての農業者が農業を発展できる環境を整備するとの「食料・農業・農村基本計画」の方針を変更するものではなく、むしろ進める性格のものである。」とされている。</p> <p>ア 土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標</p> <p>【制度の概要】</p> <p>基本方針では、「平地で 20～30ha、中山間地域で 10～20ha の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す」ための取組・方策として、「戸別所得補償制度の適切な推進やほ場の大区画化と相まって、幅広い関係者による徹底した話し合いや相続等の際に担い手へ農地の集積を促す仕組み等により農地集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。」、「意欲ある関係者を含め、集落ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）への農地集積、分散した農地の連</p>	

坦化が円滑に進むよう、これに協力する者に対する支援を推進する。」などとされている。これを受けて、取組方針においては、「戸別所得補償制度により、農地の受け手となり得る多様な経営体（個人・法人を含めた販売農家と集落営農）について、幅広く経営安定を図った上で」、①実際に受け手となる経営体に対する規模拡大加算（注1）、②人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に位置付けられた中心経営体への農地集積に協力する者に対する協力金の交付（注2）等の施策により農地集積を加速化することとされている。

農林水産省は、平成24年度当初予算で、①について100億円を、②について65億円をそれぞれ措置している（注3）。

- （注）1 農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積（連坦化）するために利用権を設定した農地の面積に応じて、交付金を交付するもの
2 戸別所得補償経営安定推進事業の「農地集積協力金交付事業」。農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）に位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合や、中心となる経営体の農地を連坦化させようとする場合に、市町村等がそれに協力する者に「農地集積協力金」を交付するもの
3 農林水産省は、平成25年度予算（政府案）において、「平成の農地改革」を強力に推進し担い手への農地集積を加速化するため、農地の規模拡大に取り組む農業者を支援するとともに、農地集積に協力する者を支援することを目的とした「担い手への農地集積推進事業」を実施するため165億円を計上している。

【調査結果】

取組方針に記載されている「現状：3割」（基本方針で示された規模の経営体が耕地面積に占める割合）について、農林水産省は、「2010年世界農林業センサス」並びに平成21年及び22年の「耕地及び作付面積統計」のデータを用いて、22年の20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積を120万ha、これに対する全国の土地利用型農業に供されている耕地面積を368万haとそれぞれ算定し、これらから当該割合を算定したとしている。また、同省は、20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積について、平成17年の面積を96万haと算定していることから、同年から22年までの5年間で24万ha増加したことになる。

一方、全国の土地利用型農業に供されている耕地面積が平成28年も同じ水準で維持されると仮定した場合、20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積について、上記368万haの8割に相当する294万haを達成するためには、22年の120万haに対して174万haの上乗せが必要となる。20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積の平成17年から22年までの5年間のすう勢を踏まえると、基本方針で示された規模の経営体が28年度に耕地面積の8割を占めるようにするためには、これら経営体への農地集積をこれまで以上に加速化することが求められる。そのためには、土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証を行い、その結果をそれ以降の取組に反映させることが重要であると考えられる。

イ 農地利用集積円滑化事業

【制度の概要】

農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地の利用集積は徐々に進んできたもの

表1-(1)-①

の、経営する農地が分散してしまうなど効率的な利用につながっていない状況がなおみられることから、農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、農地利用集積円滑化団体（実施主体は市町村、農業協同組合、市町村公社等）が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする市町村段階の事業（基盤強化法第4条第3項）であり、平成21年6月24日に公布され、同年12月15日に施行された農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）による基盤強化法の改正で創設されたものである（注）。

（注）平成21年の基盤強化法の改正前は、都道府県の区域を事業実施地域として都道府県公社等が農地保有合理化法人となって行う農地保有合理化事業と、市町村の区域の全部又は一部を事業実施地域として市町村、農業協同組合又は市町村公社が農地保有合理化法人となって行う農地保有合理化事業とが存在したが、農地利用集積円滑化事業の創設に伴い、市町村段階の農地保有合理化事業は廃止された。

農地利用集積円滑化事業には、農地所有者代理事業、農地売買等事業及び研修等事業の3事業があり、このうち「農地所有者代理事業」（農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業）が、農地の中間保有リスク（農地を中間保有することによる、買入れ農地の売買差損の発生、借入れ農地の管理経費等の負担）を伴わずに農地の面的集積を促進する手法（委任・代理方式）として新たに措置された事業である。

【調査結果】

（7）農地利用集積円滑化団体の設置状況

① 農地利用集積円滑化事業は、各市町村での全国的展開を図るため、市町村が基盤強化法第6条第1項の規定に基づき定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下項目1(1)において「基本構想」という。）の必須記載事項（基盤強化法第6条第2項第5号）とされており（「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号農林水産省経営局長通知）、基本構想策定市町村のうち、農地が市街化区域内にしかなく同事業の実施対象とならないものを除く1,627市町村（平成24年3月末現在）において、農地利用集積円滑化団体の設置が進められている。これら1,627市町村のうち、平成24年3月末現在で、「農地利用集積円滑化団体設置済み（農地利用集積円滑化事業規程承認済み）」のものが1,498市町村（92.1%）、「農地利用集積円滑化事業規程の承認手続中」のものが12市町村（0.7%）、「農地利用集積円滑化事業規程策定中」のものが35市町村（2.2%）、「実施主体未決定」のものが82市町村（5.0%）となっている（注）。

（注）農地利用集積円滑化事業の実施主体が市町村以外の者である場合は、農地利用集積円滑化事業規程を定め、基本構想策定市町村の承認を受けなければならないとされている（基盤強化法第11条の9第1項）。また、基本構想策定市町村自らが農地利用集積円滑化事業を行う場合には、当該市町村は農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならないとされている（基盤強化法第11条の11第1項）。

表1-(1)-②

基本構想策定市町村数に占める農地利用集積円滑化団体設置済み（農地利用集積円滑化事業規程承認済み）市町村数の割合を都道府県別にみると、47 都道府県中 36 県が 100%となっており、一方、当該割合が低く（50%未満）農地利用集積円滑化団体の設置が進んでいないのは、和歌山県（3.6%）、大阪府（25.0%）、神奈川県（26.7%）及び東京都（42.9%）となっている。

表 1-(1)-③

② 平成 24 年 3 月末現在の農地利用集積円滑化団体数は、1,691 団体（注）となっている。これを実施主体別にみると、「農業協同組合」が 859 団体（50.8%）で最も多く、次いで「市町村」が 449 団体（26.6%）、「地域農業担い手協議会」が 174 団体（10.3%）、「市町村公社」が 125 団体（7.4%）等となっている。

表 1-(1)-④

また、平成 21 年の基盤強化法改正前の旧制度における市町村段階の農地保有合理化法人数が 558 法人（同年 4 月 1 日現在。実施主体別の内訳は市町村公社 149 法人、農業協同組合 384 法人、市町村 25 法人）であるのに対して、農地利用集積円滑化団体数は、その 3 倍に相当する規模となっている。これは、i) 旧制度における市町村段階の農地保有合理化事業が基本構想の任意の記載事項とされていたのに対して、農地利用集積円滑化事業は基本構想の必須記載事項とされていること、ii) 旧制度における市町村段階の農地保有合理化法人に比べて、農地利用集積円滑化団体の場合は、例えば「地域農業担い手協議会」のような営利を目的としない法人格を有しない団体も農地利用集積円滑化団体となれるなど要件が拡大されたことによるものである。

（注） 一の市町村に複数の農地利用集積円滑化団体が設置されている場合や、一の農地利用集積円滑化団体が複数の市町村の区域を事業実施地域としている場合があるため、農地利用集積円滑化団体数と農地利用集積円滑化団体設置市町村数は一致しない。

(4) 都道府県における農地利用集積円滑化事業の実施状況

全国における農地利用集積円滑化事業による集積面積の平成 22 年度実績は 1 万 8,101.8ha となっているが、これを都道府県別にみると、表 1 のとおり、農林水産省が同事業の全国的展開を図っている中で、実績が全くないもの（東京都、奈良県、和歌山県及び高知県）がみられる。これは、当該都県において、農地利用集積円滑化事業の実施主体となる農地利用集積円滑化団体の設置が遅れたことなどによるものであるが、同事業の全国的展開を図るため、ひいては土地利用型農業について基本方針で示された規模の経営体が大宗を占める構造を実現するためには、前述の農地利用集積円滑化団体の設置が進んでいない府県も含め、同事業による集積面積の実績が上がっていない都府県において実績向上を促進するような方策を検討することも重要であると考えられる。ちなみに、都道府県知事が基盤強化法第 5 条第 1 項の規定に基づき定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において「農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項」を定めることとされており（基盤強化法第 5 条第 2 項第 4 号ハ）、当該事項については、効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者へ農用地の面的集積を行う農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針について明らかにするとともに、併せて当該事業の推進に関連する都道府県段

階の支援体制の整備及び当該事業を支援していくための都道府県の諸施策について記述することとされている（「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」（平成 12 年 9 月 1 日付け 12 構改 B 第 846 号農林水産事務次官依命通知））。

農林水産省では、農業者戸別所得補償制度の規模拡大加算の平成 23 年度における交付申請実績の分析を行う目的で、24 年 2 月に全国の農地利用集積円滑化団体に対するアンケート調査を実施し、この 23 年度交付申請実績の分析を通じて、農地利用集積円滑化事業による農地集積が進まない原因・理由（「面的集積するのが難しいため」、「農地の出し手が少ないため」、「農地の受け手が少ないため」等）を把握している。同事業による集積面積の実績が上がっていない都道府県において実績向上を促進するような方策の検討に当たっては、このような実態把握の取組を今後も継続的に実施し、その結果を踏まえることが重要である。

表 1 農地利用集積円滑化事業の実績（平成 22 年度）

都道府県名	件数（件）	面積（ha）	都道府県名	件数（件）	面積（ha）
北海道	338	1,626.4	滋賀県	281	268.4
青森県	235	266.4	京都府	50	21.9
岩手県	323	231.0	大阪府	11	2.2
宮城県	295	285.0	兵庫県	91	26.7
秋田県	920	896.2	奈良県	0	0
山形県	879	553.6	和歌山県	0	0
福島県	106	89.0	鳥取県	422	149.0
茨城県	499	205.1	島根県	1,253	496.2
栃木県	1,789	1,074.9	岡山県	48	15.8
群馬県	1,383	3,699.0	広島県	867	399.0
埼玉県	248	112.4	山口県	813	447.5
千葉県	824	473.6	徳島県	16	4.0
東京都	0	0	香川県	10	2.0
神奈川県	1	0.0	愛媛県	48	14.0
山梨県	54	12.0	高知県	0	0
長野県	2,545	1,171.2	福岡県	863	410.5
静岡県	525	316.8	佐賀県	160	55.6
新潟県	2,408	1,118.2	長崎県	37	9.5
富山県	558	337.0	熊本県	427	191.3
石川県	551	246.0	大分県	607	243.3
福井県	587	382.0	宮崎県	565	170.7
岐阜県	1,667	655.0	鹿児島県	448	118.0
愛知県	3,944	930.0	沖縄県	12	53.8
三重県	720	321.5	全国計	28,428	18,101.8

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 農地所有者代理事業により農地の所有者を代理して利用権設定又は所有権移転を行ったもの及び農地売買等事業により農地利用集積円滑化団体から農地の受け手に利用権設定又は所有権移転を行ったものの件数及び面積である。
 3 神奈川県の 1 件の面積は、7.04 a である。
 4 農林水産省が平成 25 年 3 月に公表した速報値によれば、全国における平成 23 年度の農地利用集積円滑化事業の実績は、それぞれ件数が 7 万 9,353 件、面積が 3 万 2,064ha となっている。

(ウ) 農地利用集積円滑化団体における農地利用集積円滑化事業の実施状況

今回、19 市の 20 農地利用集積円滑化団体における平成 22 年度及び 23 年度の農

表 1-(1)-⑤

地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業及び農地売買等事業）の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 調査した 20 団体のうち、農地の出し手と受け手との相対での直接取引が多いことなどにより、平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で農地利用集積円滑化事業の実績が全くないものが 3 団体みられた。

表 1-(1)-⑥

② 農林水産省経営局長通知「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」では、農地所有者代理事業は事業実施主体が農用地の保有リスクを負うことなく面的集積に取り組めるものであり、農地利用集積円滑化事業の基本となる事業であることから、農地所有者代理事業、農地売買等事業及び研修等事業の実施主体の要件を満たす者が農地利用集積円滑化事業を行おうとする場合には農地所有者代理事業を行うことが必須であることとされており、調査した 20 団体の全てが、農地利用集積円滑化事業規程で農地所有者代理事業を行う旨規定している。

調査した 20 団体における平成 22 年度及び 23 年度の農地所有者代理事業の実施状況をみると、22 年度及び 23 年度の 2 か年で同事業の実績が全くないものが、前述の 3 団体のほかに 8 団体みられた。

表 1-(1)-⑦

これら 8 団体は、いずれも旧制度における市町村段階の農地保有合理化法人として、従前から農地売買等事業のうちの貸借事業（1 団体のみ売買事業）を実施しており、農地所有者代理事業の実績が全くない原因・理由については、i) 農地売買等事業の方がこれまでのノウハウが利用できスムーズに行えるため、ii) 独自に取り組んでいる登録制の「農地バンク事業」が農地所有者代理事業と同種の機能を持っており、この独自事業の方を活用しているため、iii) 荒廃した農地の委任を受けた場合、買い手も借り手も見付からず、農地利用集積円滑化団体の負担となるためなどとしている。また、8 団体のうち 1 団体（農業協同組合）は、平成 24 年度から研修会を開催し農地所有者代理事業を組合員に周知していく予定としているものの、残りの 7 団体では、同事業の実績を向上させるための対策は特に実施していない。

③ また、調査した 20 団体の中には、i) 農地の出し手と受け手との相対での直接取引が多いこと、ii) かつて農地保有合理化事業を行った経験がないため、農用地の利用関係の調整等に関するノウハウを持っておらず、積極的な事業展開を図ることができないことなどにより、農地所有者代理事業の実績が必ずしも十分には上がっていないものが 2 団体みられた。

表 1-(1)-⑧

④ 農地利用集積円滑化事業は、前述のとおり、基盤強化法によって市町村の基本構想の必須記載事項とされ、農林水産省が各市町村での全国的展開を図っている事業であるが、調査した 20 団体の中には、農地利用集積円滑化事業規程を策定してから平成 23 年度まで同事業の実績が全くないもの、農林水産省が同事業の基本となる事業と位置付けて当該事業を行うことが必須であるとしている農地所有者代理事業の実施に積極的に取り組んでいないもの、農地所有者代理

事業の実績が必ずしも十分には上がっていないのがみられる。

各農地利用集積円滑化団体の取組に関して、前述のアンケート調査のような実態把握の取組を今後も継続的に実施することが重要である。

ウ 農地保有合理化事業

【制度の概要】

農地保有合理化事業は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人（実施主体は都道府県公社等）が、離農農家や規模縮小農家等から農地の買入れ等を行い、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に当該農地の売渡し等を行う都道府県段階の事業（基盤強化法第4条第2項）である。平成21年6月に公布（同年12月施行）された農地法等の一部を改正する法律による基盤強化法の改正で、農地利用集積円滑化事業の創設に伴い市町村段階の農地保有合理化事業が廃止され、現在、都道府県知事が基盤強化法第5条第1項の規定に基づき定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で位置付けられた農地保有合理化法人（47都道府県全てに各1法人設置）（注）が、都道府県段階の農地保有合理化事業を行っている。

（注） 「都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項」が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の必須記載事項（基盤強化法第5条第2項第4号ロ）とされており、都道府県知事は、同基本方針に都道府県段階の農地保有合理化法人の名称及び取り組む事業の範囲に係る基準等について記述するとともに、農地保有合理化事業実施要領に沿って農地保有合理化事業を行うと認められる法人を位置付けることとされている（「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」）。

農地保有合理化事業には、農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業、農業生産法人出資育成事業及び研修等事業の5事業があり、このうち、「農地売買等事業」（農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業）が主要な事業である。

【調査結果】

(7) 農地売買等事業の実績の推移

a 売買事業の実績の推移

平成17年度から22年度までの農地売買等事業のうちの売買事業の実績（面積ベース）をみると、表2のとおり、買入れは21年度から、売渡しは22年度に、それぞれ大きく減少しており、22年度はこの6年間で最も低い実績となっている。その原因・理由について、農林水産省では、①売買事業の実績の大宗を占める北海道において、平成18年度から20年度にかけて、「品目横断的経営安定対策」の実施を契機とした農家の経営規模拡大意欲の高まりを背景に積極的な買入れが行われたものの、21年度には例年並みの規模の買入れに落ち着いたこと、②売渡しについては、日本政策金融公庫の「スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）」を借り入れる場合の金利負担が19年度に無利子化され、21年度までに融資決定されたものは返済期間終了まで無利子（22年度以降は貸付

表1-(1)-⑨

当初5年間に限り無利子)とされていたため、特に北海道において、20年度から21年度にかけて、同資金を活用した農地の取得が集中的に行われ、22年度にはその反動が出たことなどを挙げている。

表2 売買事業の実績の推移

年度	平成 17	18	19	20	21	22
買入れ (ha)	7,603 (100)	8,308 (109.3)	8,496 (111.7)	9,069 (119.3)	6,922 (91.0)	6,289 (82.7)
売渡し (ha)	7,010 (100)	6,124 (87.4)	7,228 (103.1)	9,886 (141.0)	9,687 (138.2)	5,909 (84.3)

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 () 内の数値は、平成 17 年度を 100 とした場合の指数を示す。

また、農地保有合理化事業が農地の流動化の促進にどの程度関与しているのかを検証する観点から、平成 17 年度から 22 年度までの売買事業が耕作目的の所有権移転に介入した割合を試算したところ、表 3 のとおり、2 割台で推移している。

表3 売買事業が耕作目的の所有権移転に介入した割合の推移
(単位：ha、%)

年度	平成 17	18	19	20	21	22
所有権移転面積 (a)	31,276	31,396	32,608	39,025	31,573	28,222
買入面積 (b)	7,603	8,308	8,496	9,069	6,922	6,289
介入割合 (b/a)	24.3	26.5	26.1	23.2	21.9	22.3

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 農林水産省が「農地政策に関する有識者会議」に提出した「農地政策の見直しの基本的方向について」(平成 19 年 10 月 31 日農林水産省)で算定している「農地保有合理化事業(売買事業)が耕作目的の所有権移転に介入した割合」について、当省で平成 17 年度から 22 年度までの割合を試算した。
なお、「農地政策に関する有識者会議」は、農地政策の再構築に向けた検証・検討を進めるに当たり、その基本的な方向等について各界の有識者から御意見を伺う場として、平成 19 年 1 月から 10 月にかけて開催されたものである。
3 「所有権移転面積」は、平成 17 年度から 21 年度までは「土地管理情報収集分析調査」、22 年度は「農地の権利移動・借賃等調査」による。

b 貸借事業の実績の推移

平成 17 年度から 22 年度までの農地売買等事業のうちの貸借事業の実績(面積ベース)をみると、表 4 のとおり、22 年度に大きく減少している。その原因・理由について、農林水産省では、平成 21 年の基盤強化法の改正により、それまで貸借事業の中心を担ってきた市町村段階の農地保有合理化事業が廃止されたことによるものとしている(注)。

- (注) 平成 21 年の基盤強化法改正前において、制度的な位置付けではないが、都道府県段階の農地保有合理化法人は、農地売買等事業のうち一定の財政的基盤が必要な売買事業を中心に実施し、一方、市町村段階の農地保有合理化法人は、貸借事業を中心に実施するという実態がみられた。

ちなみに、平成 22 年度の農地利用集積円滑化事業による集積面積 1 万 8,101.8ha のうち利用権設定によるものが 98.6% (1 万 7,855.3ha) と大半を占めており、農地利用集積円滑化団体においても、貸借を中心に農地利用集積円滑化事業を実施している実態がみられる。

表4 貸借事業の実績の推移

年度	平成 17	18	19	20	21	22
借入れ (ha)	12,046 (100)	16,139 (134.0)	15,334 (127.3)	15,050 (124.9)	13,128 (109.0)	1,571 (13.0)
貸付け (ha)	12,137 (100)	16,510 (136.0)	16,159 (133.1)	14,758 (121.6)	13,541 (111.6)	2,038 (16.8)

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 「貸付け」は、新規貸付けに係る面積である。
 3 () 内の数値は、平成 17 年度を 100 とした場合の指数を示す。

また、農地保有合理化事業が農地の流動化の促進にどの程度関与しているのかを検証する観点から、平成 17 年度から 22 年度までの貸借事業が利用権設定に介入した割合を試算したところ、表 5 のとおり、21 年の基盤強化法改正前においては、約 1 割で推移しており、22 年度には、市町村段階の農地保有合理化事業の廃止により 1.0%となっている。

表 5 貸借事業が利用権設定に介入した割合の推移

(単位：ha、%)

年度	平成 17	18	19	20	21	22
利用権設定面積 (a)	125,424	167,239	178,701	152,871	143,183	154,506
借入面積 (b)	12,046	16,139	15,334	15,050	13,128	1,571
介入割合 (b/a)	9.6	9.7	8.6	9.8	9.2	1.0

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 農林水産省が「農地政策に関する有識者会議」に提出した「農地政策の見直しの基本的方向について」(平成 19 年 10 月 31 日農林水産省)で算定している「農地保有合理化事業(貸借事業)が利用権設定に介入した割合」について、当省で平成 17 年度から 22 年度までの割合を試算した。
 3 「利用権設定面積」は、平成 17 年度から 21 年度までは「土地管理情報収集分析調査」、22 年度は「農地の権利移動・借賃等調査」による。

(イ) 農地保有合理化法人における農地売買等事業の実施状況

今回、10 道府県の 10 農地保有合理化法人における平成 17 年度から 22 年度までの農地売買等事業の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 調査した 10 法人における平成 17 年度から 22 年度までの売買事業の実施状況をみると、農地の中間保有リスクを回避するためなどとして、新規の買入れや売渡しを控えており、農地保有合理化法人としての「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていないものが 2 法人みられた。また、これら 2 法人に関しては、貸借事業についても、平成 19 年度以降、借入れ及び貸付けの実績が全くない。

② 農地保有合理化事業は、前述のとおり、基盤強化法によって、農地保有合理化法人を「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で定め同事業を実施することが都道府県知事に義務付けられている事業であるが、調査した 10 法人の中には、農地保有合理化法人としての「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていないものがみられる。

農林水産省では、毎年 2 回(2 月及び 9 月)、農地保有合理化事業に係る各種計画や当該事業の進捗状況等の把握を目的とした各農地保有合理化法人に対するヒアリングを実施しており、その際、活動が低調な法人に対して、その原因・

表 1-(1)-⑩

表 1-(1)-⑪

理由等を聴取し、課題の解決に向けた指導・助言を行っている。各農地保有合理化法人の取組に関して、このような実態把握の取組を今後も継続的に実施することが重要である。

【所見】

したがって、農林水産省は、農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 土地利用型農業における地域の中心となる経営体への農地集積の目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証を行い、その結果をそれ以降の取組に反映させること。
- ② 農地利用集積円滑化事業による集積面積の実績が上がっていない都府県についてその原因・理由や、各農地利用集積円滑化団体における取組の実態を更に把握・分析し、その結果を踏まえた同事業の推進方策について検討すること。
- ③ 各農地保有合理化法人における取組の実態やその実績が低調な原因・理由を更に把握・分析し、その結果を踏まえた農地保有合理化事業の推進方策について検討すること。

表 1-(1)-① 「農地利用集積円滑化事業」の概要

農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地の利用集積は徐々に進んできたものの、経営する農地が分散してしまうなど効率的な利用につながっていない状況がなおみられることから、農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成 21 年 6 月の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の改正（同年 12 月に施行）により創設された次の 3 事業（同法第 4 条第 3 項）

① 農地所有者代理事業

農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業

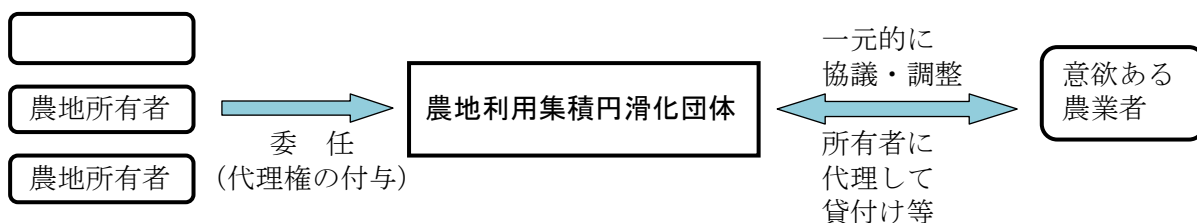
② 農地売買等事業

農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

③ 研修等事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

【農地所有者代理事業のイメージ】



○ 実施主体（農地利用集積円滑化団体）

事業区分	実施主体となることのできる組織
農地所有者代理事業	① 市町村 ② 農業協同組合 ③ 一般社団法人又は一般財団法人で以下の要件に該当するもの（市町村農業公社等） i 市町村が社員となっている一般社団法人でその有する議決権の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となっている一般財団法人でその拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること ii その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること ④ 上記の者以外の営利を目的としない法人（営利を目的としない法人格を有しない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む）で以下の要件に該当するもの（農業者戸別所得補償制度における「地域農業再生協議会」等） i 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること ii その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること
農地売買等事業 研修等事業	① 市町村 ② 農業協同組合 ③ 市町村農業公社等

○ 農地利用集積円滑化団体が調整するメリット

- ・ 意欲ある農業者（農地の受け手）は、多数の農地所有者（地権者）と交渉しなくても、農地利用集積円滑化団体と協議すれば規模拡大・面的集積を実現できる
- ・ 公的機関が調整することにより、近所の農家には貸したくないなどの心理的抵抗感や軋轢を緩和することができる

（注）農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(1)-② 農地利用集積円滑化団体の設置状況（平成 24 年 3 月末現在）

（単位：市町村、％）

区 分	市町村数
農地利用集積円滑化団体設置済み（農地利用集積円滑化事業規程承認済み）	1,498 (92.1)
農地利用集積円滑化事業規程の承認手続中	12 (0.7)
農地利用集積円滑化事業規程策定中	35 (2.2)
実施主体未決定	82 (5.0)
「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」策定市町村数	1,627 (100)

- （注） 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 「「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」策定市町村数」は、同構想策定市町村のうち、農地が市街化区域内にしかなく農地利用集積円滑化事業の実施対象とならないものを除く。
 3 「市町村数」欄の（ ）内の数値は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」策定市町村数に対する当該市町村数の割合を示す。

表 1-(1)-③ 都道府県別の農地利用集積円滑化団体の設置状況（平成 24 年 3 月末現在）

（単位：市町村、％）

都道府県名	円滑化団体設置市町村(①)	基本構想策定市町村(②)	設置率(①/②)	都道府県名	円滑化団体設置市町村(①)	基本構想策定市町村(②)	設置率(①/②)
北海道	147	173	85.0	滋賀県	19	19	100
青森県	40	40	100	京都府	18	25	72.0
岩手県	34	34	100	大阪府	9	36	25.0
宮城県	33	33	100	兵庫県	34	34	100
秋田県	25	25	100	奈良県	29	29	100
山形県	35	35	100	和歌山県	1	28	3.6
福島県	58	58	100	鳥取県	19	19	100
茨城県	44	44	100	島根県	19	19	100
栃木県	27	27	100	岡山県	27	27	100
群馬県	35	35	100	広島県	20	20	100
埼玉県	59	60	98.3	山口県	18	18	100
千葉県	53	53	100	徳島県	24	24	100
東京都	3	7	42.9	香川県	16	16	100
神奈川県	8	30	26.7	愛媛県	17	20	85.0
山梨県	20	27	74.1	高知県	34	34	100
長野県	77	77	100	福岡県	55	55	100
静岡県	34	34	100	佐賀県	20	20	100
新潟県	29	29	100	長崎県	21	21	100
富山県	15	15	100	熊本県	45	45	100
石川県	19	19	100	大分県	17	17	100
福井県	17	17	100	宮崎県	26	26	100
岐阜県	41	41	100	鹿児島県	42	42	100
愛知県	55	55	100	沖縄県	32	36	88.9
三重県	28	29	96.6	全国計	1,498	1,627	92.1

（注）当省の調査結果による。

表 1-(1)-④ 実施主体別の農地利用集積円滑化団体数（平成 24 年 3 月末現在）

（単位：団体、％）

実施主体別	団体数
市町村	449 (26.6)
市町村公社	125 (7.4)
農業協同組合	859 (50.8)
地域農業担い手協議会	174 (10.3)
県公社	1 (0.1)
土地改良区	2 (0.1)
農用地利用改善団体	1 (0.1)
その他（水田農業推進協議会、耕作放棄地対策協議会等）	80 (4.7)
計	1,691 (100)

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 「団体数」欄の（ ）内の数値は、構成比である。

表 1-1-(1)-⑤ 調査した農地利用集積円滑化団体における農地利用集積円滑化事業の実施状況

都道府県・団体名 (市町村名)	農地所有者代理事業						農地売買等事業						
	平成 22 年度			23 年度			22 年度			23 年度			
	委任を受けた農用地等	うち売渡し	うち貸付け	委任を受けた農用地等	うち売渡し	うち貸付け	買入れ	売渡し	借入れ	貸付け	買入れ	借入れ	貸付け
北海道	札幌市農業再生協議会(札幌市)	— [—]	— [—]	— [—]	3 [70,122]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	深川市(深川市)	— [—]	— [—]	— [—]	27 [806,579]	0 [0]	27 [806,579]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
秋田県	秋田市(秋田市)	10 [76,962]	1 [9,949]	9 [67,013]	85 [555,376]	1 [2,685]	84 [552,691]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	あきた北農業協同組合(大館市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
埼玉県	いるま野農業協同組合(川越市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	12 [23,592]	0 [0]	7 [14,632]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	くまがや農業協同組合(熊谷市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
愛知県	豊橋農業協同組合(豊橋市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	田原市(田原市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
石川県	愛知みなみ農業協同組合(田原市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	金沢市農業協同組合(金沢市)	244 [909,055]	0 [0]	244 [909,055]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
石川県	松任市農業協同組合(白山市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
	松任市農業協同組合(白山市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]

(続き)

都道府県・団体名 (市町村名)	農地所有者代理事業						農地売買等事業						
	平成22年度			23年度			22年度			23年度			
	委任を受けた農用地等	うち売渡し	うち貸付け	委任を受けた農用地等	うち売渡し	うち貸付け	買入れ	売渡し	借入れ	貸付け	買入れ	借入れ	貸付け
三重県	四日市市 (四日市市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]							
	伊賀北部農業協同組合 (伊賀市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	45 [189, 185]		45 [189, 185]	207 [1, 200, 724]		207 [1, 200, 724]	207 [1, 200, 724]
大阪府	高槻市農業協同組合 (高槻市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	12 [29, 667]	0 [0]	12 [29, 667]	0 [0]	0 [0]	10 [17, 877]	8 [13, 324]
広島県	鞆広島市農林水産振興センター (広島市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	103 [162, 269]		9 [162, 269]	35 [64, 815]		35 [64, 815]	15 [69, 185]
	東広島市 (東広島市)	92 [427, 823]	0 [0]	91 [423, 575]	39 [287, 183]	0 [0]							
	高松市担い手育成総合支援協議会 (高松市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	1 [1, 793]	0 [0]							
香川県	さぬき市地域農業再生協議会 (さぬき市)	9 [19, 213]	0 [0]	9 [19, 213]	50 [75, 000]	0 [0]							
福岡県	久留米市 (久留米市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]							
	行橋市 (行橋市)	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]							
計		355 [1, 433, 053]	1 [9, 949]	353 [1, 418, 856]	217 [1, 819, 645]	1 [2, 685]			365 [984, 062]	224 [984, 062]	7 [12, 375]	7 [12, 375]	1, 431 [4, 333, 814]

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「農地所有者代理事業」欄及び「農地売買等事業」欄の「」外の数値は面積 (㎡) をそれぞれ示す。

3 「農地所有者代理事業」欄の「委任を受けた農用地等」は、当該農地利用集積団体の所有者から委任を受けた農用地等、「うち売渡し」は、農用地等の所有者から委任を受けた農用地等のうち、当該農地利用集積団体がその所有者を代理して貸付けを行ったもの、「うち貸付け」は、当該農地利用集積団体がその所有者を代理して貸付けを行ったものをそれぞれ示す。

4 農地所有者代理事業については、平成23年5月から農地所有者代理事業の運用を開始しているため、22年度の欄は「-」とした。

また、平成23年度に農用地等の所有者の委任を受けた3件（7万122㎡）は、24年度に貸付けが行われる予定である。

- ② 深川市は、平成23年4月から農地所有者代理事業の運用を開始しているため、22年度の欄は「-」とした。
- ③ 東広島市の平成22年度の農地所有者代理事業において、農用地等の所有者の委任を受けた92件（42万7,823㎡）のうち1件（4,248㎡）は、委任契約は22年度中に締結されたものの、貸付けは23年度に行われている（23年度の貸付けの件数及び面積には含まれていない）。
- 5 今回調査した20農地利用集積円滑化団体のうち、6団体（深川市、秋田市、四日市市、東広島市、久留米市及び行橋市）は、農地利用集積円滑化事業規程上、農地売買等事業を規定しておらず、農地所有者代理事業のみを行うこととしている。また、3団体（札幌市農業再生協議会、高松市担い手育成総合支援協議会及びさぬき市地域農業再生協議会）は、農業経営基盤強化促進法上、農地所有者代理事業のみを行うこととされている（同法第4条第3項第2号）。このため、これら9団体の「農地売買等事業」欄は「/」とした。
- 6 さらに、残りの11団体中9団体（あきた北農業協同組合、くまがや農業協同組合、田原市、愛知みなみ農業協同組合、金沢市農業協同組合、松任市農業協同組合、伊賀北部農業協同組合及び朝広島市農林水産振興センター）は、農地売買等事業を売買事業又は貸借事業に限定して行う旨農地利用集積円滑化事業規程で規定している（田原市は売買事業のみ実施、他の8団体は貸借事業のみ実施）。このため、田原市は「借入れ」及び「貸付け」の欄を、他の8団体は「借入れ」及び「売渡し」の欄をそれぞれ「/」とした。
- 6 農地売買等事業の「借入れ」及び「貸付け」は、原則として当該年度に新規に借り入れた農用地等及び新規に貸し付けた農用地等の件数及び面積を計上しているが、調査した農地利用集積円滑化団体の中には、新規に借入れ又は貸付けを行ったものと継続して借入れ又は貸付けを行っているものとを区分して整理していないため、「新規」及び「継続」に係る件数及び面積を計上しているところがある。

表 1-(1)-⑥ 平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で農地利用集積円滑化事業の実績が全くない農地利用集積円滑化団体

団体名	事例の内容
四日市市	<p>平成 22 年 9 月 2 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>なお、四日市市の農用地利用集積計画により利用権の設定等が行われた農用地等の面積は平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で 255.7ha あるものの、これら利用権設定等に農地所有者代理事業が活用されていない。</p> <p>【上記の原因・理由（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区説明会などで農業者に対する農地所有者代理事業の制度の周知を行っている。
久留米市	<p>平成 23 年 3 月 16 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>なお、久留米市の農用地利用集積計画により利用権の設定等が行われた農用地等の面積は平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で 1,314.4ha あるものの、これら利用権設定等に農地所有者代理事業が活用されていない。</p> <p>【上記の原因・理由（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地所有者代理事業に係る委任の申込みを行う農用地等の所有者（農地の出し手）が少ないため。 ○ 農用地の面的集積を志向する農業者（農地の受け手）が少ないため。 ○ 農用地等の所有者は委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと（白紙委任）に対して、農用地等の所有者の抵抗感が強い。 ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 ○ 農地の取引を出し手・受け手以外の第三者が仲介する場合は、農業委員会のあっせん・仲介によることが多く、農地所有者代理事業に対する需要が少ないため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度から実施される国の「農地集積協力金交付事業」及び「規模拡大加算」の面的集積要件緩和措置（人・農地プランにおいて地域を中心とする経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、面的集積要件を満たすこととする。）について農業者に周知するためのチラシを作成し配布する予定である。
行橋市	<p>平成 22 年 12 月 16 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>なお、行橋市の農用地利用集積計画により利用権の設定等が行われた農用地等の面積は平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で 307.8ha あるものの、これら利用権設定等に農地所有者代理事業が活用されていない。</p> <p>【上記の原因・理由（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 3 農地利用集積円滑化団体とも、農地利用集積円滑化事業規程上、農地売買等事業を規定しておらず、農地所有者代理事業のみを行うこととしている。
- 3 「農用地利用集積計画」は、基本構想策定市町村が行う利用権設定等促進事業（基盤強化法第 4 条第 4 項第 1 号）において当該市町村が農業委員会の決定を経て作成するもので、その公告によって利用権の設定等の効果が発生する。個々の権利移動を農用地利用集積計画にまとめることで、多数の賃貸借関係や売買関係等を一挙に形成することができる。
- 4 「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4531 号農林水産省経営局長通知）では、「農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。」とされている。

表 1-(1)-⑦ 平成 22 年度及び 23 年度の 2 か年で農地所有者代理事業の実績が全くない農地利用集積円滑化団体（表 1-(1)-⑥の 3 団体を除く。）

団体名	事例の内容
あきた北農業協同組合	<p>平成 22 年 4 月 8 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 59.4ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地売買等事業の方がこれまでのノウハウが利用できスムーズに行えるため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地所有者代理事業を実施する予定はない。
くまがや農業協同組合	<p>平成 22 年 8 月 26 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 50.9ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前から農地売買等事業による転貸を活用した利用集積を進めており、農地所有者代理事業に対する需要が少なく、農用地等の所有者からの委任の申込みがないため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
豊橋農業協同組合	<p>平成 22 年 8 月 4 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 113.6ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前の農地保有合理化法人の時代から、10ha から 30ha で水稻を生産している担い手への貸借事業による集積を中心に事業を実施しており、農地所有者代理事業の需要が現在のところほとんどないため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
田原市	<p>平成 22 年 8 月 23 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの売買事業の実績（23 年度に 1.24ha を売渡し）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。 ○ 農地の取引を出し手・受け手以外の第三者が仲介する場合は、農地所有者代理事業と同種の機能を持っている「農地バンク事業」（同市が独自に取り組んでいる登録制の事業）の方を活用しているため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同市の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
愛知みなみ農業協同組合	<p>平成 22 年 8 月 23 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 29.1ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前から農地売買等事業のうちの貸借事業を実施しており、平成 21 年度から徐々に貸借事業の実績が出てくるようになったことから、この貸借事業を中心に農地の貸借に取り組んでいるため。 <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特に実施していない。
伊賀北部農業協同組合	<p>平成 22 年 10 月 20 日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから 23 年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22 年度及び 23 年度の 2 か年の貸付面積は 139.0ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従前から農地売買等事業による転貸を活用した利用集積を進めており、また、農地の中間保有リスクを回避するため、農地の受け手が確保されたものについて貸借事業を実施しているのが実態であり、農地所有者代理事業を活用する必要性が低い。

	<p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <p>○ 平成23年度までは農地売買等事業を活用して農地の貸借に取り組んできたが、24年度からは、農地所有者代理事業を活用するため、研修会を開催し農地所有者代理事業を組合員に周知していく予定である。</p>
高槻市農業協同組合	<p>平成22年9月1日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから23年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22年度及び23年度の2か年の貸付面積は4.30ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同農業協同組合の説明）】</p> <p>○ 従前から農地売買等事業による転貸を活用した利用集積を進めており、また、同農業協同組合が実施している「農作業受委託事業」と農地所有者代理事業の機能の一部が重複するため。</p> <p>【実績向上のための対策の有無（同農業協同組合の説明）】</p> <p>○ 特に実施していない。</p>
（財）広島市農林水産振興センター	<p>平成22年5月11日に農地利用集積円滑化事業規程を策定してから23年度まで、農地売買等事業のうちの貸借事業の実績（22年度及び23年度の2か年の貸付面積は23.1ha）はあるものの、農地所有者代理事業の実績が全くない。</p> <p>【上記の原因・理由（同センターの説明）】</p> <p>○ これまで農用地等の所有者からの委任の申出自体が皆無である。 優良農地であれば、通常、農地の出し手と農地の受け手との相対で取引が成立している現状であり、優良農地の貸付け等を第三者に白紙委任することは考えにくい。荒廃した農地の委任を受けた場合、買い手も借り手も見付からず、農地利用集積円滑化団体の負担となる。</p> <p>【実績向上のための対策の有無（同センターの説明）】</p> <p>○ 特に実施していない。</p>

（注）当省の調査結果による。

表1-(1)-⑧ 農地所有者代理事業の実績が必ずしも十分には上がっていない例

団体名	事例の内容
金沢市農業協同組合	<p>平成22年度には、農地所有者代理事業において、農用地等の所有者から委任を受けた244件・90.9haについて貸付けを行っているものの、23年度においては、同事業の実績が全くない。 なお、金沢市農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業規程で農地売買等事業も規定しているが、平成22年度、23年度とも同事業の実績はない。</p> <p>【上記の原因・理由】</p> <p>○ 金沢市農業協同組合では、平成22年度に農地所有者代理事業の実績があったのは、たまたま同事業を利用したいという地域の意向があったためで、通常は農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため、同事業の実績が上がらないとしている。</p> <p>○ また、金沢市農業委員会では、農地所有者代理事業の実績が上がらない原因・理由として、同事業の存在が地域の農業者に余り知られていないことも考えられるとしている。</p> <p>【実績向上のための対策の有無】</p> <p>○ 特に実施していない。（金沢市農業協同組合、金沢市農業委員会）</p>
高松市担い手育成総合支援協議会	<p>農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けたのが平成23年3月23日であったため、22年度は農地所有者代理事業の実績がなく、23年度において、農用地等の所有者から委任を受けた1件・17.9aについて貸付けを行っているものの、実績としては低調である。また、平成23年度の事業実施計画では、農用地等の所有者から12件・30筆・3haの委任を受け、このうち所有者を代理して利用権の設定を行うものを6件・24筆・2.4ha、農作業の委託を行うものを1件・6筆・0.6haと定めていたが、この事業実施計画の目標も大きく下回っている。</p> <p>【上記の原因・理由（同協議会の説明）】</p> <p>○ 農地所有者代理事業に係る委任の申込みを行う農用地等の所有者（農地の出し手）が少ないため。</p> <p>○ 農用地等の所有者は委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと（白紙委任）に対して、農用地等の所有者の抵抗感が強い。</p> <p>○ 農地の出し手と農地の受け手との相対での直接取引が多いため。</p> <p>○ 農地所有者代理事業の存在が地域の農業者に余り知られていないため。</p> <p>○ かつて農地保有合理化事業を行った経験がないため、農地所有者代理事業を円滑に推進するために必要な、農用地の利用関係の調整等に関するノウハウを持っておらず、積極的な事業展開を図ることができないため。</p> <p>【実績向上のための対策の有無（同協議会の説明）】</p>

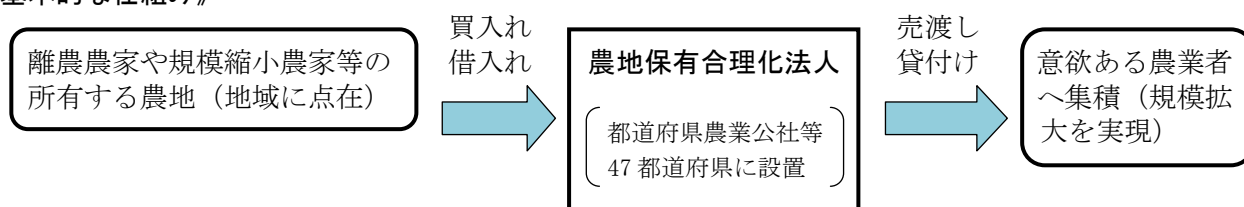
	<p>○ 高松市の各地区の農業委員への説明会を実施するとともに、各農家に配布する「農業委員会だより」に農地利用集積円滑化事業の概要を掲載して、農地所有者代理事業の周知を図っている。</p> <p>また、農業委員、高松市職員、農業協同組合の支店長、農業者が一堂に会する農業相談会を開催し、農地の貸借についての要望を聞く中で、農地所有者代理事業を紹介し、同事業の利用を勧めている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(1)-⑨ 「農地保有合理化事業」の概要

- 「農地保有合理化事業」は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人が、離農農家や規模縮小農家等から農地の買入れ等を行い、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に当該農地の売渡し等を行う事業（農業経営基盤強化促進法第4条第2項）
 - ① 農地売買等事業
農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
 - ② 農地売渡信託等事業
農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
 - ③ 農地貸付信託事業
農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業
 - ④ 農業生産法人出資育成事業
農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し、i) 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資、ii) 農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又はi)の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資のいずれかを行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
 - ⑤ 研修等事業
農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業
- 「農地保有合理化法人」は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農地保有合理化事業を行う主体として各都道府県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で位置付けられた法人
 - 【農地保有合理化法人の要件】
 - i 都道府県が社員となっている一般社団法人でその有する議決権の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は都道府県が基本財産の拠出者となっている一般財団法人でその拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること
 - ii その法人が主として農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること

《基本的な仕組み》



《農地保有合理化法人の仲介機能のメリット》

- ① 農地集約による集団化、団地化の実現
複数の出し手農家の農地を農地保有合理化法人に集約し、同法人の中間保有機能を活用して連坦化することにより、受け手農家の効率的な農業経営に寄与。また、同法人の中間保有期間中に基盤整備を行うなど付加価値を高めた上での売渡しも可能
- ② 受け手・出し手間のタイムラグの解消
諸事情により早く農地を売りたい農家と、営農計画に沿った買入れを望む受け手農家との時間的なずれにより、相対取引での調整が困難である場合、農地保有合理化法人の中間保有機能を活用して、両者のタイムラグを解消
- ③ 農家の相対取引に対する抵抗感への対処
近所の農家とは売買交渉をしたくない、集落内の農家には農地を売りたいくないなど農家の相対取引に対する心理的な抵抗感がある場合、公的機関である農地保有合理化法人が仲介することにより、こうした軋轢を緩和
- ④ 貸付期間のミスマッチの解消
長期貸付けを希望する出し手農家の農地を農地保有合理化法人が借り入れ、出し手農家の希望する期間と異なる期間での借入れを希望する複数の受け手農家に貸し付けることにより、出し手農家と受け手農家の貸付期間の不一致を調整

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(1)-⑩ 調査した農地保有合理化法人における農地売買等事業の実施状況

法人名	区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
㈱北海道農業 開発公社	買入れ	768 (57,852,931)	822 (62,852,325)	870 (67,454,461)	791 (61,338,206)	675 (54,781,502)	597 (49,529,439)	4,523 (353,808,864)
	売渡し	592 (49,445,248)	536 (42,858,891)	736 (52,914,673)	1,106 (79,632,464)	1,214 (78,784,774)	692 (43,775,308)	4,876 (347,411,358)
	借入れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (30,369)	4 (1,869,576)	1 (33,441)	6 (1,933,386)
	貸付け	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (30,369)	5 (1,869,576)	1 (33,441)	8 (1,933,386)
㈱秋田県農業 公社	買入れ	287 (1,859,685)	316 (2,116,994)	261 (2,212,837)	232 (1,857,798)	187 (1,434,744)	153 (1,157,822)	1,436 (10,639,880)
	売渡し	278 (1,902,620)	298 (1,942,046)	244 (2,049,400)	207 (1,945,267)	216 (1,776,004)	161 (1,287,856)	1,404 (10,903,193)
	借入れ	60 (488,894)	93 (699,585)	62 (570,846)	22 (165,960)	4 (42,805)	6 (88,175)	247 (2,056,265)
	貸付け	46 (488,894)	36 (638,097)	32 (632,334)	17 (165,960)	5 (42,805)	6 (88,175)	142 (2,056,265)
㈱埼玉県農林 公社	買入れ	58 (104,197)	45 (113,635)	69 (143,277)	47 (85,204)	65 (155,047)	46 (104,544)	330 (705,904)
	売渡し	59 (110,334)	55 (160,734)	72 (175,027)	51 (95,981)	51 (122,090)	54 (116,431)	342 (780,597)
	借入れ	24 (74,591)	23 (63,724)	16 (24,915)	30 (77,106)	23 (47,597)	200 (366,946)	316 (654,879)
	貸付け	4 (41,483)	11 (30,459)	3 (9,980)	0 (0)	6 (70,405)	56 (387,281)	80 (539,608)
㈱愛知県農林 公社	買入れ	1 (1,487)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1,487)
	売渡し	2 (2,838)	4 (4,451)	4 (3,937)	5 (11,634)	5 (7,833)	17 (38,205)	37 (68,898)
	借入れ	2 (4,102)	2 (4,102)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (8,204)
	貸付け	2 (4,102)	2 (4,102)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (8,204)

(続き)

法人名	区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
(株)石川県農業 開発公社	買入れ	6 (20,304)	16 (26,917)	13 (128,103)	8 (50,519)	13 (39,701)	10 (74,681)	66 (340,225)
	売渡し	5 (21,171)	7 (27,169)	14 (119,477)	9 (49,182)	13 (52,591)	14 (71,827)	62 (341,417)
	借入れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	貸付け	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(株)三重県農林 水産支援セン ター	買入れ	46 (135,000)	41 (113,000)	39 (146,000)	33 (110,000)	55 (143,000)	68 (153,000)	282 (800,000)
	売渡し	74 (217,000)	59 (221,000)	67 (316,000)	58 (215,000)	54 (167,000)	52 (158,000)	364 (1,294,000)
	借入れ	45 (117,000)	76 (233,000)	174 (518,000)	101 (540,000)	70 (395,000)	75 (402,000)	541 (2,205,000)
	貸付け	11 (117,000)	24 (233,000)	88 (518,000)	56 (540,000)	33 (395,000)	66 (402,000)	278 (2,205,000)
	買入れ	4 (18,693)	0 (0)	0 (0)	1 (200)	3 (6,000)	1 (1,200)	9 (26,093)
(株)大阪府みど り公社	売渡し	18 (26,355)	3 (10,000)	2 (6,000)	2 (8,000)	3 (6,000)	1 (1,200)	29 (57,555)
	借入れ	1 (1,000)	7 (6,000)	9 (20,000)	22 (44,000)	36 (64,000)	54 (104,000)	129 (239,000)
	貸付け	0 (0)	1 (2,000)	1 (1,000)	10 (40,000)	31 (89,000)	29 (95,000)	72 (227,000)
	買入れ	4 (32,904)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (32,904)
(株)広島農林 振興センター	売渡し	13 (59,216)	1 (6,207)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (65,423)
	借入れ	136 (691,699)	706 (4,028,000)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	842 (4,719,699)
	貸付け	20 (691,699)	19 (4,028,000)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	39 (4,719,699)

(続き)

法人名	区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	計
(財)香川県農業 振興公社	買入れ	86 (155,075)	83 (145,127)	17 (23,718)	12 (27,482)	20 (51,063)	21 (50,822)	239 (453,287)
	売渡し	100 (190,037)	80 (142,282)	32 (58,069)	21 (45,153)	24 (57,246)	20 (57,385)	277 (550,172)
	借入れ	201 (626,201)	247 (710,345)	199 (574,343)	137 (401,253)	125 (434,454)	93 (261,677)	1,002 (3,008,273)
	貸付け	121 (653,974)	126 (733,305)	82 (574,343)	70 (401,253)	71 (434,454)	55 (261,677)	525 (3,059,006)
	買入れ	253 (803,429)	248 (744,445)	200 (639,405)	173 (485,927)	183 (564,767)	230 (684,483)	1,287 (3,922,456)
(財)福岡県農業 振興推進機構	売渡し	279 (998,679)	269 (855,006)	196 (575,220)	196 (557,801)	183 (586,719)	214 (659,937)	1,337 (4,233,362)
	借入れ	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	貸付け	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	買入れ	1,513 (60,983,705)	1,571 (66,112,443)	1,469 (70,747,801)	1,297 (63,955,336)	1,201 (57,175,824)	1,126 (51,755,991)	8,177 (370,731,100)
計	売渡し	1,420 (52,973,498)	1,312 (46,227,786)	1,367 (56,217,803)	1,655 (82,560,482)	1,763 (81,560,257)	1,225 (46,166,149)	8,742 (365,705,975)
	借入れ	469 (2,003,487)	1,154 (5,744,756)	460 (1,708,104)	313 (1,258,688)	262 (2,853,432)	429 (1,256,239)	3,087 (14,824,706)
	貸付け	204 (1,997,152)	219 (5,668,963)	206 (1,735,657)	155 (1,177,582)	151 (2,901,240)	213 (1,267,574)	1,148 (14,748,168)
	買入れ							

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 外の数値は件数 (件)、() 内の数値は面積 (㎡) をそれぞれ示す。

表 1-(1)-⑪ 新規の買入れや売渡しを控えているため「農地の中間保有・再配分機能」が十分に発揮されていない例

法人名	事例の内容
(社)愛知県農林公社	買入れの実績が、平成 17 年度から 22 年度までの 6 年間で、17 年度の 1 件 (0.15ha) しかなく、18 年度以降は全くない。 【上記の原因・理由 (同公社の説明)】 ○ 農作物の価格低下、農業従事者の高齢化及び後継者不足等、農業を取り巻く環境が一段と厳しくなる中で、農地購入の需要が盛り上がり適当な買い手が見当たらない。 ○ 農地価格の下落により、保有する農地に著しい含み損が発生し(注)「中間保有リスク」が大きくなっていることから、新たな買入れには慎重にならざるを得ない。 (注) 保有農地の売渡しに伴い生じる売買差損を補てんするため、国や愛知県等からの助成を受けている(平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間の合計額は 10.8 億円)。
	また、貸借事業についても、平成 19 年度以降、借入れ、貸付けとも実績が全くない。 【上記の原因・理由 (同公社の説明)】 ○ 売買事業は同公社、貸借事業は市町村の農地保有合理化法人という実態上の役割分担が形成され、現在も継続している。 ○ 市町村の農地利用集積円滑化団体の方が、農地の貸借に係る地域の需要をよく把握している面がある。
(財)広島県農林振興センター	平成 17 年度から 22 年度までの 6 年間で、買入れの実績が 17 年度に 4 件 (3.3ha)、売渡しの実績が 17 年度及び 18 年度に計 14 件 (6.5ha) あるものの、19 年度以降は買入れ、売渡しとも実績が全くない。 【上記の原因・理由 (広島県の説明)】 ○ 順次、県が関与する事業の見直しを行う中で、農地保有合理化事業について、中間保有のリスクが伴う売買事業を取りやめることとし、新規の売買を停止するよう同センターを指導している。 ○ 現地の状況を把握している市町段階の法人(団体)が事業を実施する方が合理的であると考えられる。 また、貸借事業についても、売買事業と同様の原因・理由で、平成 19 年度以降、新規の借入れ及び貸付けの実績が全くない(継続中の契約はあるが、33 年度で全て終了予定)。

(注) 当省の調査結果による。